

「総合福祉会館条例」別表新旧対照表

総合福祉会館条例 別表（第7条第1項関係）

旧				新(R2.4.1以降)		
施設	区分	使用料の額		施設	区分	使用料の額
		平日	日曜日及び休日			
ホール	午前9時から午後5時まで 1時間につき	円 1,650	円 2,260	ホール	1時間につき	円 1,890
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	2,260	2,670			
第1会議室 第2会議室 第3会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	310	410	第1会議室 第2会議室 第3会議室	1時間につき	380
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	410	510			
第4会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	720	1,030	第4会議室	1時間につき	860
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	1,030	1,230			
第5会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	410	620	第5会議室	1時間につき	510
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	620	720			
第6会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	510	720	第6会議室	1時間につき	610
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	720	820			
第1研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	510	720	第1研修室	1時間につき	610
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	720	820			
第2研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	620	820	第2研修室	1時間につき	740
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	820	1,030			
第3研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	510	720	第3研修室	1時間につき	610
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	720	820			
視聴覚 研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,340	1,850	視聴覚 研修室	1時間につき	1,540
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	1,850	2,160			
第1音楽室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	3,090	4,110	第1音楽室	1時間につき	3,550
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	4,110	5,140			
第2音楽室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,030	1,440	第2音楽室	1時間につき	1,180
	午後5時から午後9時まで 1時間につき	1,440	1,650			